

開会の日 令和 6 年12月 9 日（月）  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（7 人）

|      |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|
| 委員長  | 住 | 田 | 清 | 美 |
| 副委員長 | 籠 | 山 | 恵 | 子 |
| 委員   | 高 | 原 | 邦 | 子 |
| 委員   | 前 | 川 | 文 | 博 |
| 委員   | 澤 |   | 史 | 朗 |
| 委員   | 水 | 上 | 雅 | 廣 |
| 委員   | 中 | 田 | 利 | 昭 |

◆欠席委員（なし）

◆説明のため出席した者の職氏名

|                           |   |   |   |     |
|---------------------------|---|---|---|-----|
| 市長                        | 都 | 竹 | 淳 | 也   |
| 副市長                       | 藤 | 井 | 弘 | 史   |
| 総務部長                      | 谷 | 尻 | 孝 | 之   |
| 人事課長                      | 今 | 井 |   | 進   |
| 人事課人事給与係長                 | 田 | 中 | 裕 | 子   |
| 人事課人事給与係                  | 吉 | 本 |   | 優   |
| 市民福祉部長                    | 野 | 村 | 賢 | 一   |
| 地域包括ケア課長                  | 佐 | 藤 | 博 | 文   |
| 地域包括ケア課課長補佐兼地域包括支援センター係長  | 井 | 谷 | 直 | 裕   |
| 市民保健課課長補佐兼保険年金係長          | 板 | 屋 | 和 | 幸   |
| 地域包括ケア課介護保険係長             | 星 | 野 |   | 歩   |
| 地域包括ケア課高齢支援係長             | 渡 | 邊 | 郁 | 絵   |
| 建築企画監                     | 砂 | 田 | 健 | 太 郎 |
| 建築住宅課管理営繕係長               | 澤 | 田 | 充 | 弘   |
| 神岡振興事務所長                  | 洞 | 口 | 廣 | 之   |
| 神岡振興事務所次長                 | 岸 | 懸 | 貴 | 則   |
| 神岡振興事務所市民振興課課長補佐兼企画商工観光係長 | 上 | 出 | 久 | 行   |
| 神岡振興事務所市民振興課企画商工観光係       | 山 | 本 | 誠 | 二   |

◆職務のため出席した事務局員

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 岡 | 田 | 浩 | 和 |
| 書記     | 川 | 端 | 嘉 | 恵 |

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

- 議案第86号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）
- 議案第87号 飛騨市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 飛騨市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 指定管理者の指定について（飛騨市ロスト・ライン・パーク）
- 議案第102号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第105号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第106号 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第107号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

●委員長（住田清美）

ただいまより第11回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を告げてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。また、会議規則第116条の規定により、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」こととなっておりますので、付託された議案に沿った質疑をお願いいたします。

以上、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 1. 付託案件審査

議案第86号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）

●委員長（住田清美）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第86号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）を議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（住田清美）

野村市民福祉部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第86号について説明いたします。

施設の名称は、養護老人ホーム和光園。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人吉城福祉会。

指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

資料のほうの1ページをご覧ください。指定管理者の募集方法は非公募とさせていただきました。理由は、これまでの実績から最も効率的かつ効果的な運営が期待できる団体であること。また、運営者が変わることで、利用者の不安や混乱を招く恐れがあるためです。

同じく資料3ページをお願いします。社会福祉法人吉城福祉会の主たる事業に、第一種社会福祉事業、養護老人ホームの経営とあります。養護老人ホームの経営は国あるいは地方公共団体、社会福祉法人しかできませんので、社会福祉法人である吉城福祉会は養護老人ホームの経営ができるということでもあります。

次に、5 ページの表 7-2 をご覧ください。提案内容になります。2 の欄をご覧ください。①の a、年度別の計画人数ですが、養護老人ホームは市の措置により入所させる施設ですので、誰でも入れる施設ではありませんが、計画では 50 床満床の人数となっております。ちなみに、現在の入所者数は 41 人となっております、対策を検討しておるところであります。①の b では、入所者の安心・安全を念頭に置き、基準以上の人員配置を行い、できる限りの処遇に努め、夜勤体制をしき、夜間も入所者に安心して生活してもらえるように支援するというので、十分な人員配置を計画されております。8 ページに職員配置計画、9 ページにローテーション表がありますので、ご参照いただきたいと思います。

5 ページお戻りいただきまして、下のほうですけども、②の c では、高齢者や身体障害者への配慮ということで、介護用ベッドや車椅子、エアマット、ポータブルトイレなどの導入も提案されておりますが、これらは必要に応じ、既に導入をしておられます。

10 ページをお願いします。運営費ですけども、市が支払います措置費で賄われますので指定管理料はゼロ円です。

以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今、最後に説明していただいた収支報告からいきます。指定管理料なしということで、ただ措置費があるということでやっているということはよく理解できます。ただ、収支の決算状況からいくと、かなりかつかつな運営ですよ。そうしますと、例えば総務省なんかもその都度いろいろ出している福祉関係のこういう施設費のやり方、指定管理制度をどういうふうに活用するかというのなんかの通知を見てみると、例えば令和 6 年度の一番新しい 4 月の通知なんかを見ても、柔軟に指定管理料も考えなさいと。それから、こういう物価高騰、あるいはエネルギー高騰ですね、資材高騰の時期ですと、そういうものも勘案した経営を考えなさいと。そのために国が交付金で来て、それを分配される場合もありますけど、結局措置費等そういう国から来る臨時的なもので運営をしていくということは、決算のこの推移を見ても余力がないというか、体力がどんどん落ちてくるのではないかなと。

そうすると、例えばこんなふうなことをソフト面でもハード面でももっと改善したいというときに、どうするのかということですよ。そもそももうけが発生しないので、福祉施設は指定管理料はゼロ円だということがそもそもの原則的に昔からやっていますけど、今、総務省はそういうことを言っていないわけですから、これから高齢者が増えてくる時代にあって、市としてはもうちょっと何か考えなければいけないのではないかな、もうちょっと体力を温存するには何かの財源出動が必要ではないかなと思うんですけども、その辺りは考慮はされていないんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員おっしゃるとおりで、今、特に養護老人ホーム和光園の収支に関しては非常に厳しいところがございます。令和 6 年 9 月の補正におきまして、国の示される介護の報酬のほうの処遇改善

につきましては全て満額反映させていただいておりますし、物価高騰支援の介護のほうの処遇に関しましても、この養護老人ホーム和光園の措置費のほうで令和6年9月の報酬の改定、それ以前にも全て対応しておるんですけど、そういったことも一応措置費に反映されるように改正をさせていただきます。

今、養護老人ホーム和光園で非常に問題になっているのは入所者の数でございます。先ほど部長が説明申し上げたとおり、今41名ということです。それで、大体収支のラインとしまして46人前後で何とか黒字の経営ラインでございまして、この入所者というものが非常に問題に今なっております。ただし、養護老人ホーム和光園に入られる方というのは非課税世帯の方で、金銭的にも結構苦しい方で、市のほうで措置が必要な方ということで、入所判定委員会のほうである程度審査して決定した方というような形になりますので、次から次とこの入所者を増やすために、養護老人ホーム和光園のほうに入っていただくということもなかなか難しいというところでございます。

今、経営をしている社会福祉法人吉城福祉会とどのようなことを協議しているかということ、要は契約入所というもう1つの手段があるのではないかと考えております。入所者50人定員の20%まででしたら、そういった契約による直接入所ということが、もちろん空き部屋があった前提でございすけども、措置でそういった優先的に入る方が今のところいないということが条件でございすけど、そういった契約入所で直接入所ということも法律的には可能というところを確認しておりますので、今後そういったことで、何とか経営をある程度黒字のラインに持っていくようなことも、指定管理者の社会福祉法人吉城福祉会とともに協議しながら進めていかなければならないかなということを思っているところです。

○委員（籠山恵美子）

契約入所というのは、つまりここは措置費でやられるあれですから、利用者の例えば年金の60何%ぐらいでやると、年金が低ければ低いほど収入の入りも少ないわけですよ。そういうのとは関係なく、入りたいという方があれば、年金含めその方の所得の上限過多関係なく契約ができるということなんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員おっしゃるとおり、今まで税金が課税、ある程度所得があるため養護老人ホーム和光園が難しくほかの施設を当たらなければならないとか、そういった、地域包括支援センターでもいろいろ苦慮する場面があります。契約入所ですと、そういった境界層の方でも前向きに入所のほうをいろいろ検討できるというメリットがございすので、そういったところを今後考慮しながら進めていきたいというふうに思っております。

○委員（籠山恵美子）

そもそも、これだけの独居の高齢者も多い飛騨市で、なかなか空きがあるということが考えにくいんですよ。今までの対象者のレベルの方でも、必要とされる方がどこかに埋もれているのではないかなと心配もしてしまうのですが、そういう方たちの掘り起こしというか、民生委員の協力も必要でしょうけれども、そういうものはどういう形でフォローアップしているものなんで

すか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長（井谷直裕）

高齢者の各独居老人の家には、それぞれ訪問で定期的に回っておりますし、そういう掘り起こしはもちろん各家々を回りながら行っております。また、各相談窓口等も設置しております、そちらのほうの周知も十分にしているかなというふうに思っています。その中で、実は課税をされているけれどもサービス付き高齢者向け住宅にも入れない。施設に入るには高過ぎて入れないけれども、実はちょっと課税されているという方が大勢いらっしゃって、その方が独居で暮らしていかなければいけない。なかなかその方を救うには難しいというところがありまして、毎年その方たちをどう施設と救うのかというところが課題になっております。今もし、養護老人ホーム和光園のほうで空いているところがあるのであれば、そちらのほうを十分活用しながら、その方たちを救っていきたいというふうにこちらとしては思っているものですから、またそこら辺は十分指定管理者とも話をしながら進めていきたいというふうに思っております。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

○委員（澤史朗）

今の少し関連ですけれども、現状で41人しか入所していらないというふうで、そうすると、この収支計画書を見る限り、満床の50人で計算をしてあるわけですが、現状でそれ足りてないということなんですが、社会福祉法人吉城福祉会はほかの事業もしていらないので、本体の事業のほうから多分足りない部分の補填を現状ではされているのかと思いますけれども、ただし、この後もまた出てきますけどもデイサービスを縮小したりということで、全体の収入として現状より減ってくることが予想されるんですけれども、その辺は先ほど籠山委員もおっしゃいましたけれども、全く法人にお任せするという形のスタンスでいらないんでしょうかね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

澤委員おっしゃるとおり、そういった法人の経営そのものが、今後資金を含めて枯渇していくという問題がありますので、そこを社会福祉連携推進法人共創福祉ひだのほうの事業で経営支援という業務があります。そこで、今現在コンサルタント会社がそこにメスを入れて、まずデイサービスのほうの経営の建て直しからなんですけども、法人全体の本部機能とか、こういった各事業の見直しということも併せて改善計画を立てておりますので、今後こういったこと、赤字のところをどうやって立て直すか、人員配置をどのように持っていくかということも含めて、今そういったメスが入っているというところでご承知おきいただきたいと思います。

○委員（澤史朗）

その部分は分かりました。先ほど人員体制も夜間もしっかりとした人員配置をしてということがありましたけれども、この資料の中のローテーションを見ると、私の見方がまだ十分ではない

のかもしれませんが、日中はいいんですけれども、夕方から夜勤に移る間の人数が少し少ないような感じで見られるんですけれども、この支援員という方が少ない時間体でも最低何人要るのか、そういったことも多分条件になってくるのかなと思うんですけれども、何人必要という考え方なんでしょうか。

●委員長（住田清美）

いいですか、特に夕方から夜間の支援員の関係ですが。（澤委員「夕方18時半から21時の間というのが。」と呼ぶ）

□地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長（井谷直裕）

条例上夜何人いなければいけないという決まりはありませんが、基本的に各階ごとに、入所者がいらっしゃるものですから、その方たちの安全確保という面で必要人数を置いているというところは話は聞いております。その中で、なぜ、澤委員が先ほど言われた41人になったかということをお話しさせていただきますと、実は介護度の重い方も特別養護老人ホームとかに申し込みはするんですが、施設があるということで順位が後送りになっていたという部分がありまして、それをやはり養護老人ホーム和光園の活動自体は本当は歩いて、ご飯を食べれたり、生活ができる方という形でしたので、その方の元の養護老人ホーム和光園の動きに戻すために、地域包括ケア課としては、各施設を回らせていただいて何とか入所の順位を上げてくださいという話で行きました。その結果、介護度の重い方がどんどん入られていったという形になっていまして、なので、夜間に関しては基本的には1人、2人体制でいけるという形で今現状は見ております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今の続きですけど、もともとあそこは養護老人ホーム、今おっしゃるようなところですよ。ところが、養護老人ホームの対象者は4階に僅か数人ですよ。後、下はもうほとんど特別養護老人ホームの対象の方ですね。そうすると、基本的に看板はずーっと養護老人ホームですけども、中身はほとんど特別養護老人ホームという感じになりますと、そこに配置される人件費、それからスタッフの定数みたいなものというのは、どうなっているんですか。あくまでも養護老人ホームの措置費としての係数というものは、養護老人ホーム和光園の人数ですか。あるいは、支援員はその分もうちょっと上乘せして、特別養護老人ホームに見合う体制のための措置費というものは保障されているんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

今現在でも、介護の重い方というのが養護老人ホーム和光園のほうに、要介護3以上の方が5名ほど入っているような状況でございます。今年4月に、そういった介護の重い方、介護にある程度人員を割かれるような方が多く入っていると、スタッフもなかなか大変だということを受けまして、市のほうでも養護老人ホーム和光園の入所判定委員会の中で介護度が重い方につきましては、普通の特別養護老人ホームのほうに入所の申し込みをしていただくよう、この方は、養護老人ホーム和光園で見るとはちょっと重過ぎる方だというような形で、ある程度そこへの判定を

いたしまして各特別養護老人ホームのほうに、市のほうからも各特別養護老人ホームの入所判定委員会の中で、こういった方は普通の在宅と同じ方のように判定してほしいと、養護老人ホーム和光園に入っているから、今は優先度が低いからまだいいだろうというような判定をしないでほしいというような方で、何名か特別養護老人ホームのほうに入所された方がそれでいらっしまして、なるべく養護老人ホーム和光園のほうのスタッフに従来の養護老人ホームの機能というところを生かした、自分のスキルを生かした対応ができるような形で、市のほうとしても養護老人ホーム和光園とそういった協議をしながら進めていっております。

○委員（籠山恵美子）

そこですけれども、結局養護老人ホームに入って、一人暮らしの方でも体がもう弱っていて、入ってそこで施設入所ができれば、もうちょっと快適な市民生活ができるのになと思う方も結構見受けられるので、だけどなかなか入れないというのは、特別養護老人ホームの方が1階2階辺りが満床でいっぱい入ってしまっているからですね。そうすると、あそこの養護老人ホームとしての機能をもうちょっと充実させるとしても、なかなか入る隙間が、4階も今少ないですからもうちょっと入るかもしれませんけど、そういうふうになんか年金の少ない方でも安心して入れるのが養護老人ホーム和光園ですから、そういう対象者をもっと掘り起こして、そこに安心して入ってもらおうというような施設の形に早く持って行ってもらいたいと思うんですけど、それはいつ頃そういうめどが立つんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

ある程度重度の方でも、しょっちゅう入居する場所をころころと変えるというわけにはいきませんので、その方の生き方といいますか、在り方というところで、養護老人ホーム和光園のほうがある程度落ち着いて普段の生活ができるんだということもありますし、全部特別養護老人ホームのほうに移行させてしまえばそれでいいという問題でもないものですから、そこら辺を慎重にやらなければいけないというところがあります。委員おっしゃるとおり、介護で手間のかかる方というのは、特別養護老人ホームのほうはいろいろそういった介護の面である程度見ていただければ当然ありますので、今後もそういったところを進めながら、在宅で生活で困っていらっしゃる方で、そういった掘り起こしも地域包括支援センター含め、そういったところを進めながら入居のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべき

ものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第87号 飛騨市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について  
から

議案第89号 飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

次に、議案第87号、飛騨市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてから、議案第89号、飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例についてまでの3案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長 (野村賢一)

議案第87号から議案第89号の3案件につきましては、いずれも飛騨市内の公設デイサービスセンターに関連する議案ですので、一括して説明いたします。

まず、議案第87号から説明いたします。付属資料4ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、ハートピア古川内にあります飛騨市古川町デイサービスセンターが、民設民営に移行すること及び宮川町デイサービスセンターと河合町デイサービスセンターの統合に伴う改正です。

改正の趣旨です。2つございまして、1つ目です。飛騨市古川町デイサービスセンターは長年社会福祉法人吉城福祉会に指定管理者として運営を行っていただいておりますが、古川町高野地内、消防署の裏手のほうになりますけれども、デイサービス事業を廃止された事業者より、同法人が施設を買い受けまして、令和7年4月から民設民営のデイサービスセンターとして運営することになりました。したがって、ハートピア古川内のデイサービスセンターを廃止するため、公の施設の対象から外すものです。2つ目です。宮川町デイサービスセンターも同じく社会福祉法人吉城福祉会に指定管理者として長年運営を行っていただいておりますが、定員15人に対し、1日の平均利用者数は令和元年度には11.4人でしたが、令和5年度では6.9人まで減っております。一方、河合町デイサービスセンターも定員18人に対し、令和元年度には1日平均13.2人ありましたが、令和5年度には9.1人に減っております。このような状況から、今後もサービスを続けていくためには、スタッフの配置をはじめとして経営の見直しをしなければならないということで、宮川町デイサービスセンターと河合町デイサービスセンターを統合し、飛騨市宮川・河合デイサービスセンターと名称を改め、引き続き公の施設として運営するものです。

市民への影響ですが、利用者に対しては説明を行い、今後の方針について理解を得られておりますし、住民説明会も開催しましたが、特に反対の意見はございませんでした。

施行日は令和7年4月1日です。

河合町のデイサービスセンターを選んだ理由ですが、一般質問でも一部お話ししたけども、

浴室を含めデイルームが広いこと、また、送迎において宮川町は国道365号沿いにほぼ一方ですが、河合町は天生地区から稲越、古川町五ヶ村地区までと、サービスのエリアが広範囲で時間がかかるため、河合町のデイサービスセンターで実施することとしました。

なお、廃止後の古川町デイサービスセンターは改修して、手狭となった市民福祉部の事務所として使用。宮川町デイサービスセンターは保健センターの一部として残りますが、通いの場など、地域のニーズに応じて有効活用させていただく予定です。

次に、議案第88号及び議案第89号についてですが、提案理由や概要がただいまの議案の説明と重複しますので、要点のみ説明します。

議案第88号は、飛騨市古川町総合保健福祉センター条例から、飛騨市古川町デイサービスセンターを削るものです。

議案第89号は、飛騨市河合町デイサービスセンターの名称を飛騨市宮川・河合デイサービスセンターに変更するものです。

両議案とも、施行日は令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

確認ですけれども、今まで公の施設として古川町のデイサービスセンターを運営していたんですけれども、それが民設民営ということになります。そうすると、公のデイサービスセンターとしては、飛騨市内では宮川・河合デイサービスセンターのみということになるんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員おっしゃるとおり、公の施設は宮川・河合デイサービスセンターのみにになります。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

民設民営、完全民営化になってしまうわけですが、サービスの質とか、利用されている方々の要望みたいなものは、ちゃんと民間の事業者を引き継がれていくものなのでしょうか。協定書とか、そういうお約束事項みたいなものは文書にして取り交わしているんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

古川町デイサービスにつきましては、今現在、社会福祉法人吉城福祉会に指定管理の形でお願いしているわけなんですけど、引き続き社会福祉法人吉城福祉会のほうで民設民営というような形で運営していただきますので、お願いします。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

## ○委員（澤史朗）

古川町デイサービスセンターが、高野地区への移転に伴って、先ほど少し説明がありましたけれども、現在のハートピア古川内のデイサービスセンターの後ですけれども、市民福祉部が今手狭になっているところを事務所として活用するということですが、もう少し詳しく。ただ、あそこの部分が一部、いわゆるデスクが向こうのほうへ移動するだけなのか、現在のデイサービスセンターの中がどのぐらいの面積があるか中に入ってみたことはないんですけれども、想像するに2階の多目的ルーム、その下が大体デイサービスセンターの面積かと思われますけれども、かなり広いかなという感じを受けますが、中身的に大体こんなふうになるんだということが分かれば、詳しく説明願えますか。

## ●委員長（住田清美）

はい答弁どうぞ。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員おっしゃるとおり、今のデイサービスの部分が市民福祉部の所管になるわけなんですけれども、主に、今、内部でも相談者の方のプライベートをある程度配慮した相談室というものが非常に不足しているというような状況もございますので幾つか準備したいというものと、ユニバーサルトイレのほうも、そういった方の配慮をしたトイレをあそこで拡充したい。それと、今、あそこに非常に多くの職員がおるものですから、ある程度広く、倉庫とか、そういった機能も充実したものであるという形であそこのスペースを考えているところでございます。

## ○委員（籠山恵美子）

ユニバーサルトイレは前に委員長から切望しておりまして、「ユニバーサルトイレとは何。」と聞くぐらい無知だったんですけれども、大事なことだなというのを教えていただきましたので、ぜひ設置していただきたいと思います。本当にハートピア古川が手狭だというのは伺っても分かりますし、本当にプライバシーをきちんと大事に確保しなければならない職場がとても狭くて、カウンターで何かしゃべっても、すぐそこに関係のない職員がいたらとてもしゃべりづらいという感じがありましたから、もっと一番大事な空間を持っていはずの部署だなとずっと思っていましたので、ただ、これから案内するときに、ちゃんと分かりやすい案内をお願いしたいと思いますが、新しいエリアにどの課が行くとか、そういうのはまだ決まっていないんですか。

## ●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

移転する課はある程度決まっております、地域包括ケア課包括支援センターが新しいスペースのほうに移動することを考えております。

## ●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

## ○委員（水上雅廣）

質問は一般質問でやりましたからいいんですけれども、さっき宮川町デイサービスセンターの後、通いの場など地域のニーズによって活用していきたいというお話でしたけど、具体的にどんなふうなイメージで、どういうふうに地域ニーズというのは捉えていこうとされているのか教えてく

ださい。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

通いの場とか、本当に具体的な計画というものはまだ今のところ決まっていらないんですけども、サロンのことをやったり、あるいは診療所に通う方の待ち時間の利用とか、そんなようなことを今のところ考えております。宮川町には、近くに宮川振興事務所も宮川公民館もございますし、施設がいっぱいあるので、どんな使い方をするかというところ何か特色のあることを考えたいとは思っておりますけども、まだ具体的な利用方法についてはこれから検討ということになります。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はよろしいでしょうか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個別に行います。

最初に、議案第87号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第88号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第89号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第90号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第90号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第90号について説明いたします。付属資料5ページの要旨をご覧ください。

提案理由は、助成対象者明確化のための改正です。

改正の趣旨及び内容ですが、「乳幼児等」と定義する助成対象者を、令和2年度から高校生年代まで拡充したことにより、定義の文言との違和感が生じていることから、市民にとってより分かりやすい「こども」という定義に改めるものでございます。

市民への影響はありませんが、参考までに、福祉医療費受給者数は令和6年9月1日現在で2,474人です。

施行日は令和7年4月1日です。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

「こども」というのは、上位法もみんなそういうふうに変わってきたということですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

平仮名の「こども」というものを使わせていただいた理由につきまして、説明のほうをさせていただきます。こども家庭庁のほうから発出された文書の中で、法令に根拠がある言葉を用いる場合など、特別な場合を除いては、平仮名の「こども」を使うことを推奨しているというものがございます。今回まさに委員もおっしゃられましたように、上位法があるわけではございませんし、法令に根拠がなく飛騨市独自の定義に係るものでございますので、こちらのほうの推奨とされている平仮名の「こども」を使わせていただいたところになります。

○委員（高原邦子）

私はどちらかというと「乳幼児」のほうが合っているなという気がするのは、これは高校生までも対象となるわけですね。今、高校生の中には成人になっている方もいたりするので、ほかに言葉がないのかなというふうに思いながら見たんですけど、一応これはこども家庭庁のほうから言ってきているということで、別に上位法で法律でどうのということではないというふうに理解して、飛騨市は漢字の「子供」を使わず、平仮名で「こども」というふうにしていくと。「こども」というのは、これからいろいろな条例とか、こういうものを使わなければならないケースでは、飛騨市はみんな漢字は使わず、これでいくというふうに理解してよろしいんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

## □市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

総務課の行政系のほうと、そういった形の話を語らせていただいたんですけども、現状飛騨市統一のルールはなかったというところがございまして、今回私ども、福祉医療の条例の中では平仮名の「こども」を使わせていただきました。今委員のほうからこういった問いがあったということで、総務課の行政系のほうと情報を共有していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## ●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

## ○委員（前川文博）

今の「こども」のことなんですけれども、多分年齢の定義とかもある程度ないと、ほかのところで別で「こども」と名前を使って出てきたときに何歳とかいろいろ出てくるんですが、これは市のほうで何歳までというような思いがどこかに持っていらっしゃるんですか。この「こども」の範囲はどうなんでしょうか。

## ●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

## □市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

私ども市民保健課の立場で物を申し上げることではございませんので、ご容赦いただければと思います。

## ○委員（前川文博）

今この話の間に調べたんですけど、草津市で数年前に、「（仮称）草津市こども計画の名称について（案）」というのがあって、「こども」の範囲で、こども大綱では「こども」はおおむね30歳未満とされているなんてことも今出てきたんです。いろいろなところで「こども」と表記をしたときに、じゃあ年代というのはどこまで入れるのか、例えば今後、この平仮名の「こども」表記でいろいろやっていったときに、いろいろな部分で今まで「乳幼児期」とか、いろいろあると思うんですよ。「児童」とか言ったり、「青少年」とか、「学齢児童」とか「学齢生徒」とかいろいろあるんです。これを「こども」ということで一くくりにいった場合に、どこまでを「こども」と見るのか。そこは今重要になってくるのではないかなと。高校生の年齢まで入れるのはいいんですが、そこがベースにないと思うんです。いかがでしょうか。

## ●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

## △市長（都竹淳也）

こども家庭庁ができるときに、国の子供施策の大本として「こども基本法」というものを定めていますね。こども基本法の中では、発達過程にあるといいますか、そういう方を「こども」として定義するというふうに、たしかになっていたのではないかと思います。ただ、私もこども家庭庁の部会の委員をやったときにその話の説明があったんですが、おおむね18歳から二十歳くらいまでというイメージで議論されていると思いますし、明確に飛騨市として何をどう「こども」として定義するかというのは、あまり議論することはないのかなと思っていて、このこども基本法の考え方をベースにしながらやっていくということになると思います。ただ、今みたいに乳幼児

で明らかに違和感があるようなもの、そういったものがあれば、それに合わせて表記を直していきたいなと思いますけど、あえて問われればこども基本法の考え方ということになるのかというふうに思います。

●委員長（住田清美）

委員長のほうから1つ、今の条例改正の中で、条例の中で第2条に定義というところがありまして、この条例において「こども」というのは、次の号に該当する者以外とかということが書いてありますので、一応条例の中で「こども」という定義はあるということだけ申し上げておきます。

○委員（籠山恵美子）

私の知る限りの知識では、18歳まで子供というのは国際的な流れで、国際連合で推奨しているんですね。だから、ほとんどヨーロッパ、世界中の国の定義では18歳までが子供だという定義ですから、それに合わせてか、こども家庭庁なんかもグローバル化と言われているんですから、国際的に合わせて18歳までを「こども」というふうに定義したんだと思いますが、これでよろしいでしょうか。

△市長（都竹淳也）

今、こども基本法を見てみると、おっしゃるように冒頭に「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」ということが明記してありますので、委員おっしゃるような流れでこども基本法が議論されたんだと思います。こども基本法は第2条で、「この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と明記しておりますので、年齢をどこで決めるかというよりもそういうことになるかと思いますが、現実にはそういうことがあるものですから、例えば医療的ケア児支援法はこども家庭庁が所管していますけども、あれはつまり18歳以上の人への移行というところも視野に入れて、ある程度境界期も見ていくというような考え方になっていますから、恐らくいろいろな国の施策の体系がそういう考え方だろうと思いますし、別に国が決めたから市が倣うということではないにせよ、今みたいに条約も基づく、あるいは憲法の精神に基づく法律として定められているものについては、援用しながら、市の施策も考えていけばいいのではないかなというふうには考えております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時46分 再開 午前10時47分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第91号 指定管理者の指定について（飛騨市ロスト・ライン・パーク）

●委員長（住田清美）

議案第91号、指定管理者の指定について（飛騨市ロスト・ライン・パーク）を議題といたします。説明を求めます。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

それでは、議案第91号についてご説明申し上げます。

施設の名称は、飛騨市ロスト・ライン・パーク。

指定管理者となる団体の名称は、特定非営利活動法人神岡・町づくりネットワーク。

指定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日までの 5 年間です。

次に、別紙資料にて説明させていただきます。資料の 1 ページをお開きください。表の下段でございます。募集の方法は非公募。指定管理料につきましては、指定期間を通じましてゼロ円でございます。

それでは、候補者からの申請内容についてご説明いたします。資料の18ページをお開きください。こちらの法人等概要書にございますように、候補者につきましては、神岡町の自然や文化、歴史資源等の次世代への継承、交流人口の増加を目的に平成14年に設立された団体で、これまでも当該施設の指定管理者として施設管理を行うとともに、当該施設を活用した体験型観光であるレールマウンテンバイク事業を自主事業として実施しておられます。

先般12月 1 日に終わられました今期の営業期間における最終的な利用者数は 7 万9,473人で、前期との比較で6.7%の増、過去最高の入り込みであったとの報告をいただいております。

施設管理に係る方針、提案でございますが、資料の14ページ、15ページになります。主なものとしては、鉄道沿線や周辺地域の草刈り、景観木の植栽など環境保全を行うこと。駅舎をバスの待合所、あるいは観光案内所として広く開放し、利用促進を図ること。旧神岡鉄道や神岡鉱山で使われてきた産業遺産の展示紹介や市内飲食店等のクーポン券発行等により、観光客を町中へ誘導することなどを提案されています。また、引き続き自主事業として実施されるレール

マウンテンバイク事業では、さらに宮川鉄橋までの区間の利活用を目指すとされております。

次に、人員配置計画についてですが、16ページにございますとおり、施設管理や経理事務の責任者には十分な経験年数を有する者を配置し、安定的な運営を図る体制を構築されておられます。

17ページをご覧ください。指定期間内における収支計画書の総括表でございますが、先ほども申し上げましたとおり、指定管理料につきましては全期間を通じてゼロ円となっております、全ての経費は候補者が自主事業として運営しているレールマウンテン事業の収入にて賄うものとされています。経費面では、人件費について常勤職員、非常勤職員ともに毎年3%程度の上昇を見込み、その他の経費につきましても隔年で3%の上昇を見込んでおられ、無理のない収支計画であると評価しているところでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

今ほどの説明の中で、提案書の中で自主事業としてやられているレールマウンテンバイク、今後はさらに宮川鉄橋までの区間の運行等での利活用を目指すと、今説明の中でもありましたけれども、1つ確認ですけれども、今の実際にレールマウンテンバイクをされているところは行政財産になっているかと思うんですけども、全線行政財産となっているのでしょうか。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

指定管理となっている区間につきましては、旧奥飛騨温泉口から旧漆山駅までの10.5キロメートルでございます、全線は行政財産として条例に記載をしております。

○委員（澤史朗）

そうすると、漆山駅から猪谷駅というかその手前までですけれども、そこまでは現在普通財産ということで、もし今後こういったことで提案があるということなんですけれども、そういった場合に、普通財産ですと、このNPO法人が自分たちでそれを借りたりして点検、補修をしていくことになると思いますけれども、そういった場合に、それをまた行政財産に移し替えて市のほうでその点検、整備等をするというようなこと、その辺の提案を受けての市の回答というのはどのようなようになっているのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

今、まだ具体的な提案を受けておるわけではございません。ただ、このロスト・ライン・パーク条例を策定しました平成28年の12月、この折に、公の施設として位置づけることで管理区分がはっきりとして、行政と指定管理者が協議を重ねていく体制が構築できるといったことが、この条例を制定した目的でもございました。普通財産のまま賃貸借というような形でお貸しした場合に、何か事故があったときの責任の所在ですとか、そういったことをしっかりお互いで、市民の契約の中でそこまでうたえ込めるかというようなこともあろうかと思えます。したがって、これが現実に進んでいくかというのは今からの協議になっていきますけれども、その過程の中で、そういう形になるのであれば、条例化が必要にはなるのではないかというふうに考えております。

○委員（澤史朗）

今すぐどうのこうのという話ではないので、将来的な話なので、そうなった場合には慎重に物事を進めていただきたいというふうに考えております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑ございませんか。

○委員（籠山恵美子）

この収支計画ですけれども、そう大きな増加ではないけれども、それでもまあまあ積極的な収支計画を立てておられて、この中にはつまり行政財産部分で運行していたものを全線やるという機会もチャンスも増やしながら収入を増やしていくのかなと、ガッタンゴーが一番の収入源ですもんね。だから、そんなことでこうやって収支計画を積極的に立てておられるのかなと思いますけれども、ただ、いろいろな気候変動もあって災害も起きたりしたときに、行政財産でのいろいろな不具合があったら市と協議できますけど、その先、運行が頻繁になったときの災害補償とか、何か事故が起きたときの保険の掛け具合とか、その辺りはもう考慮してのこの積極的な収支計画ですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

付属資料17ページに記載しております収支計画には、延長になった場合の収入等は見込んでおられません。これは先ほど申し上げましたけれども、18ページで、目指すというふうに書かれておりますが、それを具体化して、この5年間の収支計画に盛り込むといったような計画まではいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（高原邦子）

旧漆山駅までは行政財産、ほかは普通財産ということで、そうしますと、あちらのほうも草刈りとかいろいろな駅とか、私、ぼうぼうないろいろなところを見回っているんです。ああいったものは市が直接されているということなんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

特に問題となりますのが、富山県に入ってから猪谷です。鉄軌道の下、のり面になっていますが、下に民家が並んでおります。民間の方から上手の草がひどいのでということで、毎年連絡をいただきますので、これは市のほうで草刈りの予算化をいたしまして、委託料という形で除草作業を行っております。そのほか、NPO法人が自主的に沿線の草刈りというのも、これは自主的に市がお金を払うのではなくてやっていらっしゃる部分もございますが、基本的には民家等に影響を及ぼすようなケースに関しましては、市の方でしっかり予算化をして対処しているということでございます。

○委員（高原邦子）

確認ですけど、そうしますと、富山県側で問題になっているところは、市は対処しているけど、そうではない、後の旧漆山駅から旧茂住駅かあの辺までの草刈りとかというのは、神岡・町づくりネットワークが自主的にというか、ボランティアという形でされているということで了承してよろしいですか。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

基本的に使っていない部分、当然トンネルが多くてあまり草刈りをする場所もないんですけども、本当に人が使うようなところ以外については、NPO法人のボランティアという形で自主的にやられているということをお聞きしております。

●委員長（住田清美）

そのほか質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時59分 再開 午前11時00分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

## ◆議案第102号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

から

議案第104号 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

## ●委員長（住田清美）

議案第102号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第104号、飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

## □総務部長（谷尻孝之）

議案第102号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。付属資料61ページの要旨をご覧くださいと思います。

まず、提案の理由でございます。人事院勧告に基づく給料表、寒冷地手当及び初任給調整手当の額、期末手当・勤勉手当の支給月数の改定に伴うものでございます。

次に、制定改廃の根拠等でございます。令和6年度の人事院勧告の骨子では、月例給で1万1,183円、ボーナスで0.10か月の較差が認められることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の概要となります。まず第1条として、人事院勧告に基づき給料表、寒冷地手当及び初任給調整手当の額を改正し、令和6年4月1日に遡って適用するものでございます。次に、第1条、第2条としまして、期末手当、勤勉手当の改正になりますが、同じく人事院勧告により常勤職員の期末手当、勤勉手当の期別支給月数について改正するものでございます。改正月数は、6月及び12月分を合わせて年間で0.1か月引き上げるものとなります。再任用職員につきましては0.05か月ということでございます。なお、配分につきましては、令和6年度は12月期で調整いたしますが、令和7年度以降は6月期及び12月期に均等となるよう配分いたします。

次ページをお願いいたします。改正の詳細につきましては、記載のとおりとなります。下段のほうにもあります。

次に、市民への影響等は特にありません。

次に、施行日でございます。第1条につきましては、公布の日、適用日は令和6年4月1日となります。次に、第2条につきましては令和7年4月1日となります。

最後に備考でございます。人事院勧告によります影響額でございますが、9,903万3,000円、489人分となりまして、ちなみに、こちらのほうは特別会計も合わせて全会計ということでございます。関連する予算につきましては、今議会に計上させていただいております。

次に、議案第103号をお願いいたします。飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。こちらのほう、付属資料4ページの要旨をご覧ください。

まず、提案理由でございます。人事院勧告に基づく給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴う改正となります。

次に、制定改廃の根拠等につきましては、先ほどの内容と同様でございますので省略させていただきます。

次に、条例の概要でございます。まず（１）としまして、人事院勧告に基づき給料表を改正し、令和6年4月1日に遡って適用するものでございます。次に（２）としまして、同じく人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の期別支給月数について改正するもので、12月期の支給を0.05か月引き上げるものでございます。

次に、市民への影響等は特にございません。

次に、施行日でございますが、公布の日、適用日は令和6年4月1日となります。

最後に、備考でございます。人事院勧告による影響額でございますが、28万円、1人となり、関連する予算は今議会に計上させていただいております。

次に、議案第104号をお願いいたします。議案第104号、飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。付属資料7ページの要旨をご覧くださいと思います。

まず、提案理由でございますが、会計年度任用職員の期末手当の支給に係る読み替え箇所の変更に伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、市独自の改正となります。

次に、条例の概要でございますが、期末手当に関する条文の改正でございます。会計年度任用職員の期末手当の支給月数につきましては、飛騨市職員の給与に関する条例を準用しております。現在の条文では、人事院勧告に基づき、飛騨市職員の給与に関する条例を改正するたびに、当該条例の改正についても、必要となる読み替え規定となっておりますが、読み替えの箇所を改めることにより、当該条例の改正が不要となるよう改めるものでございます。こちらのほう、飛騨市職員の給与に関する条例の第23条の4第2項というものを、今後、第23条の4第4項に読み替えるものでございます。

それによりまして、本改正後は、人事院勧告に基づく飛騨市職員の給与に関する条例が改正されれば、会計年度任用職員の期末手当の支給月数についても、正職員と同様の人事院勧告の影響を受けることとなります。なお、今回の人事院勧告では、正職員同様、支給月数が0.1か月引き上げられるものでございます。あわせて、期末手当及び勤勉手当の基準日につきましては、同じ説明文が条文の中に数か所出てくるものを改めるものでございます。

次に、市民への影響等は特にございません。

次に、施行日でございますが、公布の日となります。

最後に、備考欄をお願いいたします。人事院勧告による影響額でございますが、9,490万5,000円、こちら243人となります。関連する予算は、本議会に計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

#### ●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○委員（澤史朗）

これに関して、結局、財源がどこからということになろうかと思うんですけども。今回の場合は、7月の交付税の査定で上振れした分を9月の補正で財政調整基金に積み替えて、それを利用するというような形ですけども、今回一般質問の中でも市長のほうからも再三再四この財源について触れられておりましたけれども、こう見てくるとざっと一般職というか正職員と会計年

度任用職員を合わせて約2億円の人件費が増となると。今年度の場合はどうにかやりくりできるけれども、来年度以降これが交付税措置をどの程度されるのか全く見当のつかないところとなるのかと思うんですけれども、ここで今回この改定をするということは来年度以降もこの基準が続くというふうな解釈ですけれども、その辺というのは、改めてお聞きすることになるかもしれませんけれども、そうなった場合に、今、来年度の予算編成の最初の段階かと思えますけれども、どのような準備で行かれるようなお考えでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっとご説明しておきたいんですが、まず、今年度分は先日補正予算の国の発表の中で、追加交付をするという話がございます、おおむね国全体の金額から見ると、恐らくほぼ措置されるのではないかという見通しになりました。そこにあと全体に至る経緯の話を申し上げておきますと、地方交付税というのはその年の人事院勧告の引き上げというのは今までもあるんですが、先般自治財政局長に岐阜県市長会として、この件について要望に行ったんです。今年度分措置されないと各自治体大変なことになるものですから、今年度分についてしっかり措置してほしいと、来年度以降はもちろんなんですが、今年度についても措置してほしいという要望に行ったときに、自治財政局長の言い方としては、おおむね5%ぐらいの振り幅というのが地方交付税というのがあって、今まではその中でいろいろな諸経費の変動というのは吸収することになっていたと。なので、特段人事院の勧告で給与の引き上げがあっても、その分を特別に措置するということはやってこなかったんですけども、今回は引き上げが非常に大きいので、地方からの要望も強いし何かやらなければいけないと思っているという、11月の半ばの段階ではそういう回答でした。

その後に今こういった引き上げという報告が出たんですが、報道等を見ますと世の中的には物価が高騰するということは消費税が上がっていますし、法人の税収は好調ですし、給料が引き上がっていくということで所得税が上がるので、当然交付税原資が上がってくるんですね。それによって原資があるという姿が結構見えてきたのかなという印象は持っております。

問題は先ほどお尋ねになった来年の話なんですが、これについては先般一般質問のときも申し上げたんですけども、この後、政府予算が決着をすると思います、今月の恐らく20日前後。その時点の地方財政対策の中でどういう姿が出るかによります。ある程度人件費の措置が見込んだ金額が出てくれば、上乗せになった分を見込んで当初予算を組めるということができると思うんですが、そこが曖昧だと満額見込んでいけるのかどうかということが出てくるということになりますし、ただ、これも慎重に行かなければいけないんですけど、交付税というのはその分、別財源として用意されるわけではないので、算定の中に入ってくる格好ですから、満額その部分が今までよりも上乗せしてくるという保証がないんですね。なので、ちょっと抑制的にいかないと危なくてしょうがないと。

自主財源が多い自治体というのはある程度強気に出て税収も増えますしいいんですけども、うちみたいな団体は交付税が来ないと一気にアウトなものですから、その意味では多分今までよりはちょっと多めに見込みながら財政調整基金を一旦取り崩して、また交付税措置がされれば積み戻すような格好でやっていくしかないのかなというふうに思っています、水上委員の質問と

きにもお答えしたんですが、ちょっとまだ今現在何とも言えないという状況ではあります。

あともう1つは、物価が高騰していますので、今の予算要求でも何が上がったというよりも、全部がちょっとずつ上がったものを市全体で積みますと何億円という金額になっているものですから、この辺りが交付税で見えてくれるのかどうかというのは全くここは不透明なので、交付税原資全体が増えた分をどのくらい配分してくれるかということをよく見極めてやっていきたいということでございます。いずれにしても、今年度分の人件費のこの2億円分については何とかめどが立つかなという、そんな感じになっております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（高原邦子）

確認なんですが、会計年度任用職員のところの条例の、毎回上げなくてもいいように変動にということなんです。それで、これというのは例えば一般職のほうが改正になれば、それに準じて改正されていくというふうに捉えればいいわけですか。一般職のほうは数字出ますよね。そうなれば、会計年度任用職員のほうもそれに従ってなっていくから、数字とかそういうのは載せない、いちいち上げなくてもいいという捉え方で説明を受け止めればよろしいでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

職員のほうのものを準用して会計年度任用職員のほうの給与を支払うという形ですので、そのような見込みのとおりで大丈夫です。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（澤史朗）

先ほどの説明で職員と会計年度任用職員、それぞれの金額が出ておりますけども、人数は正職員のほうが多い、会計年度任用職員が少ないんですけども、これ1人当たり単純に割算をすると、会計年度任用職員のほうがかなり金額が大きいということは若年層というか若い方に、前回もそうでしたけど、若い方に厚い手当てということで理解しておけばよろしいのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

飛騨市の場合は、正職員は1級から6級の給料表を使っております。1級、若い方のほうのベースアップというのが非常に高くなっております。会計年度任用職員の給与のほうは1級のほうの給料表を使っていますので、13%ぐらい上がっているような形になっております。

○委員（籠山恵美子）

市としては財政上本当に苦しいところだと思いますけど、職員も市民ですから少しでも実質賃金を上げてもらわないと、結局飛騨市の経済を回すための購買力が生まれてこないということもありますので、私、これはもう反対するわけにはいかないなと思っていますけど、全国知事会なんかでは、足りない交付税の不足分は臨時財政対策債でやってくれみたいなこと、それは絶対言

ってくれるなということで、何か知事会の意思表示みたいなものを新聞で読みましたけれども、臨時財政対策債でやっておきなさいなんていう動きもあるんですか。

△市長（都竹淳也）

お尋ねなのは今の103万円の壁の話に連動した話ですね。ただ、都道府県なんかは交付税の額が少ないところがありますし、市でも政令指定都市とか、あるいは中核市なんかは交付税がほとんどないところがあると交付税措置されないので、その分マイナスになってくると交付税対象になるんですね。そうすると全体の交付税額が増えるものですから、交付税原資がないときは臨時財政対策債を発行してでもやるべきだという議論は確かにないわけではないです。特に103万円の壁の話がそこに密接に絡んでいて、それで地方財政が減ったときに国民民主党辺りでそういう話があったように報道では出ていましたけど、臨時財政対策債を発行すればいいんだと。しかし、臨時財政対策債というのは本当に異例な話で、それに頼ってはいけないというのが本来の在り方ですから、我々としては全国市長会の中でも、臨時財政対策債に頼るようなことではなくて、交付税原資の割合をしっかりと引き上げるべきであるというのが我々の主張として言っているということなので、今みたいな人件費の上がる部分を借金でというような話については市長会としては基本的に反対姿勢、ちゃんと交付税原資を増やしてくれよということを申し上げているところでございます。

○委員（高原邦子）

よく分からないんですけど、今聞くと若いほうは手厚くなっていく。でも、そうじゃないところと職員間でもいろいろな思惑というか、「ずっと頑張ってきてても何。」と思うのが出てくるのかなと、そこが心配なんです。私は可処分所得が増えることを皆願っているわけで、その辺のことで、今、市長は103万円の壁の話を言っていて、地方自治体やら地方の首長やらみんながサービスが悪くなりますよと言っているのは総務省の号令を聞いているのではないかと、いろいろなことを言っていたんですけど、ただ、昨日いろいろアンケートを取ったら市民とか国民の多くは実質の賃金が増えたほうがよくて、地域のサービスが少し低下してもそれはいいと。そういう声もあるという中で、私、次年度の予算、今もう大体は決まっていらっしゃるかもしれませんが、いろいろな税収とか地方交付税が減っていくことを見込んでの中で、サービスを低下させないように組んでもらいたいんだけど、駄目な場合もあるかなというところで、非常に皆さん頭を悩ませていると思うんですけど、次年度に対して今どのように市長は思っていらっしゃいますか。予算立てでこういったかかってくるものはかかってくるんだけど、その辺いかがですか。

●委員長（住田清美）

今の議題に上がっているところとちょっと外れるような気がします、関連した感じでお聞きしてよろしいでしょうか。

△市長（都竹淳也）

基本的には、飛騨市なんかは地方交付税に頼った予算体系になっていますから、地方交付税の中には必要とされる経費はちゃんと見込んであって交付税措置されるというのが基本なので、その意味では基本になるものがきちんと交付税で措置されれば、行政サービスを大幅に削り込んでいくという必要はないんだろうなというふうに思うんですね。ただ、問題なのは国の胸先三寸だということなんです。我々でそこがコントロールできないものですから、そのときにどういう財

政運営をするか、予算編成をするかとなると、交付税の措置が今年はこれだけですよというのが予算編成前に見えればいいんですけど、実際に交付税額が決まるのは7月なものですから、そうすると冒険ができないんですよ。思い切って組んでみるかということができない。万が一、穴が空いたときに、もう回収する方法がないということになるんですね。基金で組んでも基金使い込んで終わりというようなことになってしまいかねない。そうすると、私は財政防衛モードと言っていますが、防衛体制を取って何があってもいい体制にしておいて、それでもし、きちんと国が措置してくれて7月の交付税が来れば、そのときはその分をまた戻して使うとか、そういったことをしていくことになるんだろうなと。だから、抑制的に予算を組むけど、世の中の動きもあるし、交付税がどうなるかということを見て、それで財政運営をしていく。これは、この変動期というのを、今まで30年くらい日本経済が経験していないものですから、飛騨市もこういうことをやらずにずっと済んできたんですけど、これを今やらなければいけないというのはこういう大きな経済変動期にあるときはしょうがないよなということです。

今のこの議案に関してという連動で1つ申し上げると、そのときに人事院勧告で出た分を市が独自に、もうこれは出せないから切り下げていくということでやるつもりは一切ありません。これは一切ありません。少なくともそれは今の地域経済を回しているという側面もありますし、これだけ人の雇用が厳しい中で優秀な人材を確保するためには、本当はもっと独自にでも引き上げたいくらいなんですけど、ただ、そういうわけにもいきませんから、とにかく国全体で決まってくるものについては満額しっかりと措置をしていくということになると思います。

あと、年齢層の問題で申し上げますと、これも今お話があったんですけど、若い層のほうが高いとどうしても中高年齢層は不公平感を感じる、これはありますよ。私自身も、引き上げは30数年ぶりですけど、30数年前、私も県職員時代に上司の人たちから「お前たちいいな。」と。「俺たちはほとんど上がらんのやが、お前たちはひどい上がっていいな。」ということ言われたことを思い出しますが、大きな人生の流れの中でそういうことはあるんだろうなというふうに思いますので、これは若い人たちに措置するという国全体の流れを踏まえた方針ですから、これはしっかりと決まったように措置していきたいということでございます。

#### ○委員（高原邦子）

私が次に質問する人事院勧告をどう捉えるかと。上げるときは上げる、下げると言われてもどうするのかということを知ったかったので、私は質問したんですけど、結局今の市長の答弁では、人事院勧告にはどんなときでも上げろというときは上げますよと。下げろというときも下げなかった市長がいらっしゃいましたので、幾ら人事院勧告が下げろと言っても職員のために下げなかったということもあるんですが、今回は上げるほうですが、下げるといった場合には市長はどのような判断をされていくんでしょうか。

#### △市長（都竹淳也）

その場合は下げます。今までも下げてきました。これは国からも通知があって、基本的には人事院勧告といいますか国の給与の改定に従ってやってくれということは通知もしっかり来ますし、そういう流れでやっていますし、地方交付税もそれを前提として計算をされているということもありますから、これは官民給与、公民給与の格差を是正していくという措置として制度が成り立っている以上、下がるときも下げていかざるを得ないなということですし、今までもそうし

てきたということです。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論ありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第102号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第103号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第104号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第105号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
から

議案第107号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第105号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第107号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

## □総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第105号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。付属資料5ページの要旨をご覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございます。人事院勧告に基づきます期末手当の支給月数の改定に伴う改正となります。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、国における特別職の給与については、「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によります。月数の根拠等は、先ほどの説明と同様でございますので省略させていただきます。

次に、条例の概要でございます。国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月数引き上げに合わせ常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を改正するものでございます。まず、第1条関係としまして、本年12月期の支給月数を0.10か月分引き上げます。次に、第2条関係としまして、第1条の引き上げについて、令和7年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等となるよう配分するものでございます。

次に、市民への影響等は特にありません。

次に、施行日でございます。第1条については公布の日、適用日は令和6年12月1日となります。次に、第2条については令和7年4月1日となります。

最後に、備考でございます。人事院勧告による影響額は17万4,000円、2名となり、関連する予算は今議会に計上させていただいております。

次に、議案第106号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。こちらのほう、付属資料5ページの要旨をご覧ください。

まず、提案理由でございます。人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正となります。

次に、制定改廃の根拠等でございますが、先ほどの特別職の説明と同様でございますので省略させていただきます。

次に、条例の概要でございますが、国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月数引き上げに合わせ教育長の期末手当の支給月数を改正するものでございます。まず、第1条関係としまして、本年12月期の支給月数を0.10か月分引き上げます。次に、第2条関係として、第1条の引き上げにつきまして、令和7年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等となるよう配分するものでございます。

次に、市民への影響等は特にございません。

次に、施行日でございますが、第1条については公布の日、適用日は令和6年12月1日となります。次に、第2条については、令和7年4月1日となります。

最後に、備考でございます。人事院勧告による影響額は6万4,000円、1名となり、関連する予算は今議会に計上させていただいております。

次に、議案第107号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。こちらのほう、付属資料5ページの要旨をご覧ください。

い。

まず、提案理由でございます。人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正となります。

次に、制定改廃の根拠等ですが、こちらも先ほどの説明と同様でございますので省略させていただきます。

次に、条例の概要でございます。国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月数引き上げに合わせ議会議員の期末手当の支給月数を改正するものでございます。まず、第 1 条関係としまして、本年12月期の支給月数を0.10か月分引き上げます。次に、第 2 条関係として、第 1 条の引き上げについて、令和 7 年度以降は 6 月期及び12月期の支給月数が均等となるよう配分するものでございます。

次に、市民への影響等は特にございません。

次に、施行日でございますが、第 1 条については公布の日、適用日は令和 6 年12月 1 日となります。次に、第 2 条については令和 7 年 4 月 1 日となります。

最後に、備考でございます。人事院勧告による影響額は42万3,000円、13人となり、関連する予算は今議会に計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

素朴な質問なんですけれども、議員も特別職ですから、議員の報酬は報酬審議会で決まるので、人事院勧告が触れるのは期末手当なんだよということなんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

委員おっしゃるとおりで、月額を変える場合は報酬審議会のほうの審議となります。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（澤史朗）

先ほど職員及び会計年度任用職員の給与改定に関する人事院勧告、それに伴って特別職のというところで市長及び副市長、教育長、給与という形なんですけど、今、籠山委員もおっしゃったように議員の場合は報酬という形ですね。今それが準ずるという形なんですけれども、市の考え方として給与と報酬という扱いですね。ですから、期末手当にしか反映しないということは当然なんですけれども、そこのところを給与改定が人事院勧告であったから、報酬もそれに伴って必然的に従うものだということで今回出てきていると思うんですけれども、それは当然というふうなお考えで臨まれているのでしょうか、確認させてください。

△市長（都竹淳也）

全国の自治体の中でいっぱいこの議論はあって、まず、期末手当についてはおおむね給与改定の水準に合わせて改正しているところが多いのではないかというふうには感じています。ただ、

その基本の報酬の額、ここについてはいろいろな議論があつて、物価、人件費全体が上がっているんだから、連動して上げるべきではないかという議論をしている自治体もあるというふうに承知していますし、議会の中でもそういった議論をしている議会もある。逆にそうではない、これは別の議論で決まる話なので、これは別だという議論もあるというふうに感じております。なので、期末手当については今までもずっと人事院勧告の水準に合わせてやってきましたから、特段議論がなければこうして提案をさせていただいているということですが、報酬についてはまた別途の議論なのかなということでございます。

○委員（澤史朗）

今市長おっしゃいましたけれども、職員の給与等は給料表という基づくものがありますよね。あと、特別職の給与に関しても国における特別職の職員の給与に関する法律に準ずるというような形で、それぞれの自治体でその額というのは決まってくると。だから、その裁量というのは非常に各自治体に任されているわけであつて、それを一般職と同じように準じて、今まであまり気にしてこなかったんですけども、最近、そこに準ずるのは本当に正しいんでしょうかというベースになるところが、基準があるようでないので、そのところというのは再度聞くようなことになりますけれども、どのようなお考えなのかなということだけお聞かせいただければと思います。

△市長（都竹淳也）

期末手当は報酬があつてその何か月ということですから、その率を固定するという必要は私はないというふうに思っているんですね。ただ、そのベースのところについては先ほど申し上げたように議論があるということなので、私自身、今時点で報酬審議会にこれを定義しようという考え方を持っていないんです。私、特別職、市長とか副市長、教育長の給与にしてもすごく低いとかすごく高いとかという議論をする必要のない水準ではないかなと。近隣市とか、平均的などところを見たときに、この程度ではないかというふうに思っておりますので、特にそれを定義しようという気持ちは持っていないんですが、これは議員報酬についても同じです。ただ、それは将来、未来永劫固定でいくのかということではないので、その時々の方勢とか市内の経済状況とか市民感情とか、いろいろなものを踏まえて引き上げもやむなしというようなことがあれば、それはまた報酬審議会にお諮りをするということであろうかというふうに思いますが、今現在そういった考え方を持っていない。期末手当については、それをベースにもともと国の全体の公務員給与の体系の中で動いているように連動するというルールといいますか慣習で来ていますから、ここもそんなに、今、手を入れる必要はないのではないかなと思っております。

ただ、議員報酬につきましては、これはまた我々が定義するというよりも、議会の中でご議論をいただく部分も多かろうというふうに思いますので、これについてはまたいろいろ大いに議論していただければいいし、我々も考えないわけではないですけども、まずは皆さんでお考えになっていただくことかなというふうに思います。

○委員（澤史朗）

先ほど、一般職の財源について、今年度の交付税で措置をされる見込みが出てきたというお話でしたけれども、この特別職に関してのプラス部分もそこに含まれているという解釈でよろしいでしょうか。

△市長（都竹淳也）

交付税の算定の中で特別職の分がどう入っていたか記憶していないんですが、仮に入っていなかったとしても全体とすると微々たるものですので、誤差の範囲で何とか飲み込めるんだろうなというふうに思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第105号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第106号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第107号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました12案件に対する委員会報告書の作成につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（住田清美）

以上で、第11回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時43分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長      住田 清美